

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 佐藤 絹子

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第13号「鳴門市行政不服審査法施行条例の制定について」ほか議案10件であります。

当委員会は、去る2月26日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案11件については、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

議案第13号「鳴門市行政不服審査法施行条例の制定について」及び議案第14号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。行政不服審査法の改正に伴い、審査請求に対する判断の妥当性について審査を行う第三者機関の組織及び運営等について必要な事項を定めるとともに、同法の施行に伴い、関連する条例の整備を行うものでした。

委員からは、改正による変更点について質疑があり、理事者からは1点目として審理員による審理手続き及び第三者機関への諮問手続きの導入、2点目として不服申立をすることができる期間の60日から3ヶ月への延長、3点目は不服申立の手続きを審査請求に一元化したことである、との説明を受けました。

また、委員からは、市長の附属機関として設置される審査会委員はどのように選任をするのかとの質疑があり、理事者からは審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が任命する、との説明を受けました。

また、委員からは、第三者的な性質を要する審査会委員を処分庁である市長が任命することは不適切ではないのか、との質疑があり、理事者からは行政区域の長たる者は常に公平公正を基本としており、市長が審査員を選ぶことは長としての役割である、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、2件とも賛成多数により原案を了といたしました。

次に議案第15号「鳴門市職員諸給与条例等の一部改正について」及び議案第16号「鳴門市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」であります。人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定が行われたことから、本市職員の給与についてもこれに準じて改定を行うなどの所要の改正を行うものでした。

委員会では、採決の結果、2件とも全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第17号「鳴門市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」であります。地方公務員法の改正に伴い、任命権者が市長へ報告すべき事項について、所要の改正を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第18号「鳴門市職員の退職管理に関する条例の制定について」であります。地方公務員法の改正に伴い、新たに退職管理制度が設けられたことにより、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第19号「鳴門市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例の一部改正について」であります。地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合等の調整率が変更となったため、所要の改正を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第20号「鳴門市特別会計設置条例の一部改正について」であります。鳴門市産業団地開発事業特別会計を廃止するため、所要の改正を行うものでした。

委員からは、特別会計の設置にかかった費用及び市債の償還等について質疑があり、理事者からは当該特別会計は平成13年に設置され、償還がはじまった平成14年度から27年度までの市債の返済額として約12億3500万円の執行となった。平成27年度において全ての償還を終えたため、特別会計を設置する必要性がなくなり、会計を閉じるものである、との説明がありました。

また、委員からは、特別会計設置に係る投資額に対しての収入額はどの程

度なのかとの質疑があり、理事者からは売却収入と貸し付け収入を合わせて約4億3000万円ほどであり、貸し付け収入については、今後も借地を続ける間は概ね1000万円ほどの収入が続いていくと想定している、との説明を受けました。委員からは今後企業誘致を行う場合は採算性を考慮して効率良く資金を運用していくべきではないか、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数により原案を了といたしました。

次に議案第21号「鳴門市ボートレース鳴門まちづくり基金条例の制定について」であります。モーターボート競走事業の社会貢献広報事業として、地域の活性化及び振興を図り、鳴門市の活力あるまちづくりに資するため、新たに基金を設置するものでした。

委員からは、ボートレース事業の収益が減少してきた場合などの基金の取扱いについて質疑があり、理事者からはボートレース事業の経営が厳しくなり赤字等が発生した場合には、今期定例会で上程されている「鳴門市モーターボート競走事業基金条例」による基金を運用することが考えられるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第22号「鳴門市消防団条例の制定について」であります。消防団に関連する条例等の規定の整理を行うなど、現行条例の全部を改正するものでした。

委員からは、消防団員の分限について質疑があり、勤務成績が良くない場合等に任命権者である団長の権限により処分を行うものであるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第23号「鳴門市火災予防条例の一部改正について」であります。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

